

あかねケアサービス  
居宅介護、重度訪問介護及び同行援護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、あかねケアサービス合同会社が開設するあかねケアサービス（「以下、「事業所」という。）が行う居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）及び同行援護（以下「指定同行援護」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、障害者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者等の意思及び人格を尊重して、利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、他の地域生活支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、研修の実施により、従業者の人権意識、利用者に関する知識及び技術の向上に努めるものとする。
- 6 前5項のほか、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号、以下「法」という。）、神戸市指定障害福祉サービス事業者の指定の基準等並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及びその他関係法令等に定める内容を遵

守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あかねケアサービス
- (2) 所在地 兵庫県神戸市垂水区北舞子3丁目7番1-101号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員 1名)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 2名以上

- ① 利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画」、指定同行援護にあっては「同行援護計画」という。)を記載した書面(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画書」、指定同行援護にあっては「同行援護計画書」という。)を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書又は同行援護計画書を交付する。
- ② 居宅介護計画、重度訪問介護計画又は同行援護計画(以下「居宅介護計画等」という。)の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。
- ③ 事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 2名以上

従業者は居宅介護計画等に基づき、指定居宅介護等のサービス提供にあたる。業務の状況により、増員することができるものとする。

2 前項各号に掲げる従業者は、基準上の必要員数を下回らないよう配置する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ① 食事の介護
  - ② 排せつの介護
  - ③ 衣類着脱の介護
  - ④ 入浴の介護
  - ⑤ 身体の清拭、洗髪
  - ⑥ その他必要な身体の介助
- (3) 家事援助に関する内容
  - ① 調理
  - ② 衣類の洗濯、補修
  - ③ 住居等の掃除、整理整頓
  - ④ 生活必需品の買い物
  - ⑤ 関係機関との連絡
  - ⑥ その他必要な家事
- (4) 重度訪問介護に関する内容  
入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- (5) 同行援護に関する内容
  - ① 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
  - ② 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
  - ③ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(利用者等から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者等から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。
- 3 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。事業用の車両を使用する場合は、交通費を請求しない。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の事業実施地域は神戸市須磨区、神戸市垂水区、神戸市西区及び明石市の全域とする。

(衛生管理等)

第10条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 従業員は、指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ

適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者等の個人情報については、事業所での指定居宅介護等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(人権擁護及び虐待防止のための措置)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2)成年後見制度の利用支援
- (3)苦情解決体制の整備
- (4)すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び虐待の防止に係る研修の実施  
(年1回以上)
- (5)虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (6)その他必要な措置

(身体拘束等の禁止)

第15条の2 事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2)身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(暴力団の排除に関する事項)

第16条 事業所は、その運営について、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例

第2条に定める暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき  
関係を有する者の支配を受けてはならない。

- 2 事業所は、暴力団の排除のための活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。  
また、神戸市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業所は、暴力団の威力を利用すること等を禁止する。
- 4 前各号に定める他、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守する。
- 5 事業者は、事業所に勤務する全ての従業者を対象として、暴力団排除に資する研修  
を定期的に実施するよう努めるものとする。

(その他運営についての留意点)

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、

また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 繼続研修 年1回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該  
指定居宅介護等を完結した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは  
特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はあかねケアサービスと事  
業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年11月1日から実施する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から実施する。第4条を改定。

附則

この規程は、令和元年10月1日から実施する。第4条を改定。

附則

この規程は、令和2年7月1日から実施する。第4条を改定。

附則

この規程は、令和2年9月14日から実施する。第4条を改定。

附則

この規程は、令和3年3月1日から実施する。第4条を改定。

附則

この規程は、令和3年8月1日から実施する。第4条を改定。

附則

この規程は、令和4年4月1日から実施する。第14条を改定。第14条の2を追加。

附則

この規程は、令和5年6月1日から実施する。第4条を改定。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。改定箇所は新旧対照表のとおり。

但し、第10条第2項及び第12条の規定は、令和6年3月31日までは努力義務する。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。改定箇所は新旧対照表のとおり。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。改定箇所は新旧対照表のとおり。